

条例骨子案の作成方法

1. 条例骨子案の作成方法と今後の流れ

条例検討委員会での意見、こども・市民アンケート調査結果、各種こどもの声を聴く取組などの意見を踏まえて、骨子案を作成します。

今後の流れ

委員会の動き	日程	内容
第6回条例検討委員会	令和7年4月25日（金）	骨子案の検討
第7回条例検討委員会	令和7年6月27日（金）	骨子案の完成

2. 条例骨子案のイメージ

箇条書きにより骨子案を作成する。またその骨子案になった考え方や理由を記載する。

（イメージ）

前文

総則

・目的

○○○○○

・定義

こどもとは18歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者

【上記の考え方や理由】

・年齢だけで区切らない

・年齢だけでは区分できないケースもあるため、「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」を併記することで、18歳以上であっても対象に含むことができる。

【検討が必要な項目】

・「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」の対象者

・大人とは～

【上記の考え方や理由】

・○○○

第1章 ○○

・基本理念

○○～

【上記の考え方や理由】

・○○○

・○○○